# 施策の体系

## 施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保（42 項目）

### 施策１ 生産・出荷段階における安全安心の確保（18 項目）

●安全で安心な農産物・畜産物・水産物を提供するため、生産・出荷段階における監視指導などの取り組みを実施します。

### 施策２ 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保（17 項目）

●食品関連事業者への衛生管理や食品表示に関する監視指導や講習会の開催、流通食品の安全性を図るための収去検査、学校給食施設の点検などを実施します。

### 施策３ 食品の安全安心確保のための体制の充実（7 項目）

●県産農産物栽培の化学農薬や化学肥料低減のための試験研究、食中毒についての調査研究、食品衛生検査施設の業務管理などを行い、安全性確保のための体制を整備します。

## 施策目標Ⅱ 食品に関する安心感の提供（10 項目）

### 施策４ 食品の安全安心に関する理解促進（４項目）

●消費者が食品に関する正しい知識を身につけ、自らの判断で安全な食品を選択できるようなイベントの開催や、学習する機会を提供します。

### 施策５ 安全安心な県産食品の推奨（1 項目）

●優良県産品推奨制度の活用を促進し、優良県産品推奨製品の展示・宣伝等を行い、優良県産品の普及啓発に取り組みます。

### 施策６ 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進（５項目）

●食中毒や自主回収情報などの発信、行政と食品関連事業者や消費者との意見交換などを通じて、食品の安全性に関する正しい情報を提供します。

# 施策の体系図

## 施策目標Ⅰ　安全安心な食品の確保

施策の視点　　基本施策

### 施策１
生産・出荷段階における安全安心の確保

（１）安全安心な農作物の提供の推進
- ア　生産現場における農薬の適正使用
- イ　農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み
- ウ　残留農薬検査等の実施

（２）安全安心な畜産物・水産物の提供の推進
- ア　ＴＳＥ(ＢＳＥ)対策の推進
- イ　と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進
- ウ　鶏卵衛生管理体制の整備
- エ　動物用医薬品等の適正使用の監視指導の充実
- オ　家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化
- カ　和牛ブランドの信頼性の確保

### 施策２
製造･加工･調理･流通･販売･消費段階における安全安心の確保

（３）食品の製造･調理･販売段階における安全安心の確保
- ア　食品関連事業者に対する監視指導
- イ　食品関連事業者の自主管理の促進
- ウ　食品収去検査の実施
- エ　流通食品の放射性物質検査の実施
- オ　学校給食の安全性の確保

（４）食品表示の適正化の推進
- ア　食品関連事業者に対する監視指導
- イ　適正な食品表示の促進

（５）輸入食品の安全対策の強化
- ア　検疫所と連携した監視体制の充実

### 施策３
食品の安全安心確保のための体制の充実

（６）食品の安全安心に関する調査・研究の推進
- ア　農薬の使用量低減のための研究の推進
- イ　食中毒についての調査研究
- ウ　食品衛生検査施設における信頼性の確保

（７）緊急事態における体制の維持・強化
- ア　緊急時の関係各課の連携

## 施策目標Ⅱ　食品に対する安心感の提供

### 施策４
食品の安全安心に関する理解促進

（８）安全安心な食品に関する知識の普及啓発
- ア　一般消費者の食品に関する理解促進
- イ　幼児・児童生徒の食品に関する理解促進
- ウ　学校給食における食物アレルギーへの対応

### 施策５
安全安心な県産食品の推奨

（９）優良な県産食品の推奨
- ア　優良県産品の推奨

### 施策６
食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

（１０）食品に関する正しい情報の提供
- ア　迅速な情報提供の推進
- イ　観光客、在住外国人の方への食品に関する情報提供

（１１）意見交換会の充実
- ア　県民、食品関連事業者との意見交換会の開催

# 施策項目一覧表

## 施策1　生産・出荷段階における安全安心の確保

| 施策項目 | | | 現状 | 目標値 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本施策 | | 目 標<br>（個別の取り組み） | （R5年度実績値） | （R11年度） | | |
| （1）安全安心な農作物の提供の推進 | ア　生産現場における農薬の適正使用 | 1,農薬販売店に対する立入検査件数(件/年) | 108 | 100 | 農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施し、農薬の適正な販売を推進します。 | 営農支援課 |
| | | 2,農薬適正使用講習会の開催回数（回/年） | 17 | 10 | 農家等の農薬使用者に対し講習会を開催し、農薬の適正使用を推進します。 | 営農支援課 |
| | イ　農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み | 3,国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数（経営体/年） | 5 | 5 | 生産工程における適切な管理、生産方法を示すための手法であるGAP（農業生産工程管理）を生産者に対して普及します。 | 営農支援課 |
| | | 4,環境保全型農業実践数（件／年） | 2006<br>（2施策合計） | 2,502 | 化学肥料や化学農薬の低減による環境保全型の生産方式に取り組むエコファーマーの育成の推進や、農薬や化学肥料を削減した特別栽培農産物を認証する制度等を、普及啓発していきます。 | 営農支援課 |
| | ウ　残留農薬検査等の実施 | 5,流通農産物の残留農薬検査(検査実施予定数の達成率)（%/年） | 110 | 100 | 沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、農産物の残留農薬検査を実施し、検査結果については、生産者へフィードバックし、農薬の適正指導を推進します。 | 薬務生活衛生課 |

| 施策項目 | | | 現状 | 目標値 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本施策 | | 目 標<br>（個別の取り組み） | （R5年度実績値） | （R11年度） | | |
| （2）安全安心な畜産物・水産物の提供の推進 | ア　TSE(BSE)対策の推進 | 6,TSE(BSE)スクリーニング検査頭数（頭／年） | 6 | 随時 | と畜検査時にTSE（BSE）を疑う症状を呈した牛及び山羊を対象にTSE（BSE）検査を実施します。 | 薬務生活衛生課 |
| | イ　と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進 | 7,と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数（回/年） | 8 | 8 | と畜場及び食鳥処理場における衛生管理について、講習会を実施し,衛生意識の向上を図り、自主管理体制の構築を促進します。 | 薬務生活衛生課 |
| | | 8,と畜場の監視回数(監視予定回数の達成率)（%/年） | 100 | 100 | 沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進します。 | 薬務生活衛生課 |
| | | 9,食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数(監視予定回数の達成率)（%/年） | 100 | 100 | 沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食鳥処理場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進します。 | 薬務生活衛生課 |
| | ウ　鶏卵衛生管理体制の整備 | 10,養鶏場のサルモネラ検査数（検体/年） | 148 | 随時 | 安全な畜産物の供給体制を推進するため、鶏、環境等についてサルモネラに係るモニタリング検査を鶏卵衛生推進農家に対し実施します。 | 畜産課 |
| | エ　動物用医薬品等の適正使用の促進と監視指導の充実 | 11,動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導（件/年） | 48 | 45 | 動物用医薬品の適正使用を推進するため、畜産農家や獣医師に加え、動物用医薬品販売業者への監視と指導を実施します。 | 畜産課 |
| | | 12,飼料等の製造・流通段階における検査や指導数（件/年） | 56 | 35 | 畜産飼料の製造業者、輸入業者に対し、製造・流通段階における検査や保管等管理の指導を実施します。 | 畜産課 |
| | | 13,畜水産食品の残留抗生物質検査数(検査実施予定数の達成率)（%/年） | 102 | 100 | 沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を実施します。 | 薬務生活衛生課 |
| | | 14,養殖経営体数に対する指導経営体数の割合（%/年） | 100 | 100 | 養殖業者に対し、餌料や水産用医薬品等の適正使用及び記録管理について指導します。 | 水産課 |
| | | 15,水産用医薬品使用実態調査の実施回数（回/年） | 1 | 1 | 水産用医薬品の使用実態調査を実施します。 | 水産課 |
| | オ　家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化 | 16,家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議等の開催回数（回/年） | 37 | 8 | 関係機関と連携を図り、家畜伝染病が発生した場合における危機管理体制を構築し、発生時における畜産物の流通指導及び安全安心情報を提供します。 | 畜産課 |
| | | 17,鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導（件／年）→新規 | — | 50 | 100羽以上の家きん飼養農場の飼養衛生管理基準の順守状況について、確認と指導を実施します。 | 畜産課 |
| | カ　和牛ブランドの信頼性の確保 | 18,家畜人工授精所の立入検査（件／年）→新規 | — | 40 | 和牛血統不一致の再発防止を図るため、関係機関と連携し、県内の家畜人工授精所に対し立入検査・指導を行います。 | 畜産課 |

随時：必要に応じて実施するため、目標値は設定していない。